府令・省令

○内閣府令

原子力規制委員会規則第二号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項及び第十一条第二項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「原子力事業者防災業務計画」の下に「（以下単に「原子力事業者防災業務計画」という。）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に掲げるもののほか、法第二条第三号ロ、ハ及びホに掲げる者（同号ロに掲げる者にあっては、熱出力が十メガワットを超える試験研究用等原子炉の設置の許可を受けた者に限る。）は、原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項（同号ロに掲げる者にあっては、第四号から第六号までに掲げる事項（第四号に規定する原子力事業所内情報等伝送設備に係るものに限る。）を除く。）を定めなければならない。

第二条中第五項を第六項とし、同条第四項中「規制法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）」に改め、「第三十七条第一項」の下に「、第四十三条の三の二十四第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「前二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に掲げるもののほか、原子力事業者のうち前項に規定する者以外の者は、原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　緊急時対策所並びに緊急時対策所における非常用通信機器の整備及び運用に関すること。

二　原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び運用に関すること。

三　緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関すること。

第四条第一項の表一の項イ中「通報事象等規則」を「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）」に、「の業務」を「に掲げる事項に関する業務」に改め、同項ロ及びハ中「の業務」を「に掲げる事項に関する業務」に改め、同表二の項ハ中「業務」を「事項に関する業務」に改め、同条第二項中「第七条第一号」を「第七条第一号の表」に、「並びにへ及びトに規定する」を「及びへからチまでに掲げる」に改め、同条第三項中「第七条第一号」を「第七条第一号の表」に、「並びにへ及びトに規定する原子炉又は再処理施設（通報事象等規則第七条第一号リに規定する再処理施設をいう。）」を「及びへからリまでに掲げる施設」に改め、同条第四項中「第二条第三号ロに掲げる者のうち試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号若しくは第二号に該当するものを除く。）の設置の許可を受けた者並びに法第二条第三号ロ及びへ」を「第二条第三号ロ及びへ」に改める。

第七条中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条、第二十一条第一項及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定健康診査の項目） **第一条**　（略） 2・3　（略） 4　保険者は、血清トリグリセライド（中性脂肪）が一デシリットル当たり四百ミリグラム以上である場合又は食後に採血する場合には、第一項第七号の規定による低比重リポ蛋白コレステロール（ＬＤＬコレステロール）の量の検査に代えて、総コレステロールから高比重リポ蛋白コレステロール（ＨＤＬコレステロール）を除いたもの（Ｎｏｎ－ＨＤＬコレステロール）の量の検査を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による低比重リポ蛋白コレステロール（ＬＤＬコレステロール）の量の検査を行ったものとみなす。 5　（略） **第二条**　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなす。	（特定健康診査の項目） **第一条**　（略） 2・3　（略） （新設） 4　（略） **第二条**　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなす。

省令